

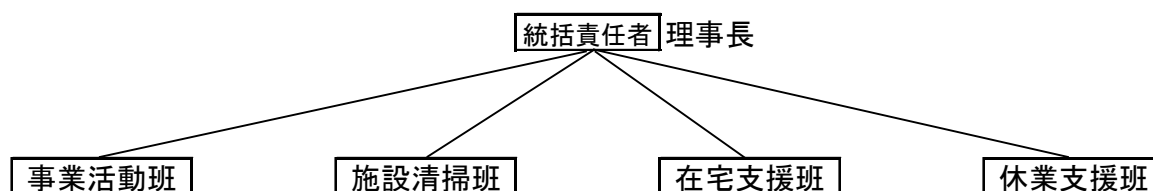
## I. 基本方針

当法人は、感染症（新型インフルエンザ、新型コロナウイルス）に対するリスクに対し、随時、実効性のある対応策を実施し、感染予防を徹底する。万が一、利用者と職員、及びその家族に感染者が発生した場合は、次の方針に基づき、組織能力の全てを動員して、支援をしていくものとする。

### 1 方針

- (1) 利用者、職員、及びその家族の健康と日常社会生活の維持を最優先とする。
- (2) 職員の雇用と所得の維持継続に最大限の努力をする。
- (3) 近隣地域住民への影響を最小限にとどめる等、感染者増加を抑止する。
- (4) 運営、経営基盤の維持に努め、法人事業の継続を図る。

### 2 体制



- ・理事長有事のときは、統括責任者を施設長が代理する。
- ・利用者、職員、及びその家族の感染者（疑わしき場合を含む）が発生したときは、当該事業所は3日間閉鎖し、消毒清掃を行う。統括責任者は、日々に状況に応じて、その都度法人の職員を4つの班に分類配置する。
- ・感染者若しくは家族に感染者が発生した者は、PCR検査陰性後、1月を経過するまで、自宅待機、静養、休職（就業規則第10条第5号の規程による。ただし、同条第4、5項の規定は適用しないもの（有給扱い。）とする。
- ・事業活動班は、事業所の消毒清掃と利用者の健康チェックを入念に行いつつ、通常業務を継続する。
- ・施設清掃班は、感染者の発生した事業所職員のみで構成し、感染者発生から2週間、当該事業所利用者、職員、及びその家族以外の者との接触をできる限り避け、自宅と当該事業所及びその利用者宅以外への移動を慎み、行動と対人接触の記録を作成する。
- ・在宅支援班は、事業所の閉鎖等により、そのサービス利用ができなくなった利用者の日常生活維持を支援するため、利用者のニーズ把握と、同行援助や物資供給などの訪問支援を行う。
- ・休業支援班は、感染者及び休職者のニーズ把握と、療養及び治療のための関係機関との連絡や調整、並びに物資供給などの訪問支援を行う。
- ・感染に対する恐怖心等から、業務に従事できない主訴を行う職員については、就業規則第10条第5号の規程による休職（無給）を命ずる。
- ・感染者の発生後は、当該事業所が通常業務に戻るまでの間基本的に就業規則第31条第5項の規定による時季変更権を行使するものとする。

### 3 業務継続計画

#### (1) 国内発生期

- ・利用者、家族等との連絡方法、在宅支援ニーズの整理
- ・職員に対して、マスク・手洗い等個人レベルで実施する対策に関する事前教育
- ・備蓄品管理
- ・利用者、来所者向け検温ルールの整備
- ・職員・利用者向け検温・体調チェックルールの整備
- ・オゾン、オスバン、アルコール、次亜塩素酸水による施設内消毒の励行
- ・職員に対して、自宅消費用の衛生用品費、保存食糧費等の支給
- ・外出行事の自粛
- ・事業所来訪者の抑制

#### (2) 事業所内発生期

- ・マスク、フェイスシールド、眼鏡、手袋等の着用義務  
注：マスク等の装着を嫌がる、異食する危険がある利用者に対しては装着を強いない
- ・手洗い・うがい・咳エチケットの励行
- ・極力事業所外人員との接触を避ける（2 mルールの励行） 等
- ・事業所関係者以外の建物内入室禁止
- ・各職員の行動記録表の作成義務

#### (3) 事業所休業の場合

- ・浜田市の同意を得て、県に休業届を提出
- ・事業活動班、施設清掃班は、在宅支援班に統合し、利用者のニーズ把握と、同行援助や物資供給などの訪問支援を行う
- ・休業支援班は、在宅支援の調整と連絡及び在宅支援班員への指示を行う
- ・雇用調整助成金等の活用を図り、雇用及び所得の維持と経営の継続に努める
- ・在宅支援のみでは日常生活の困難な利用者については、個別対応により、事業所内において、特定の担当職員を定めて、サービス提供を行う

参考 新型インフルエンザ等に関する情報入手先

<新型インフルエンザ等に関する主な情報入手先リスト(2015年2月現在)>

内閣官房・新型インフルエンザ等対策	<a href="http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html">http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html</a> 【内閣官房 HP > 新型インフルエンザ等対策室】
外務省海外安全ホームページ	<a href="http://www.anzen.mofa.go.jp/">http://www.anzen.mofa.go.jp/</a> 【外務省 HP > 渡航関連情報 > 海外安全ホームページ】
厚生労働省感染症情報	<a href="http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iry_ou/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html">http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iry_ou/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html</a> 【厚生労働省 HP > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報】
国立感染症研究所感染症疫学センター	<a href="http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html">http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html</a> 【厚生労働省戸山研究庁舎 HP > 国立感染症研究所 > 感染症疫学センター】
日本医師会インフルエンザ総合対策：	<a href="http://www.med.or.jp/jma/influenza/">http://www.med.or.jp/jma/influenza/</a> 【日本医師会 HP > 日本医師会 > インフルエンザ総合対策】
県・新型インフルエンザ等対策	
保健所	
浜田市	
江津市	

新型インフルエンザ等に関する研修資料

研修教材(2015年2月現在)

(1) 新型インフルエンザの基礎知識(厚生労働省)	<a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/pdf/090217keikaku-08.pdf">http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/pdf/090217keikaku-08.pdf</a> 【厚生労働省 HP > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報 > 新型インフルエンザ(A/H1N1)対策関連情報 > 「新型インフルエンザ対策ガイドライン」について > 事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン > 「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」の第2章】
(2) 新型インフルエンザ等対策について(厚生労働省)	<a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/inful-poster25c.pdf">http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/inful-poster25c.pdf</a> 【厚生労働省 HP > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症・予防接種情報 > インフルエンザ対策 > 啓発ツール > 新型インフルエンザ等対策について】
(3) 正しい手の洗い方(厚生労働省)	<a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/poster25b.pdf">http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/poster25b.pdf</a> 【厚生労働省 HP > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症・予防接種情報 > インフルエンザ対策 > 啓発ツール > 手洗いポスター】
(4) 高齢者介護施設における感染対策マニュアル(厚生労働省)	<a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/dl/130313-01.pdf">http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/dl/130313-01.pdf</a> 【厚生労働省 HP > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル(平成25年3月)の公表について」

## 感染症予防対策

### 1 職員の対応

- (1) 健康管理 職員及び職員家族の健康状態悪化の報告と把握  
発熱外、健康状態悪化の場合は、休暇を取らせる  
体調不良の申し出をしやすいコミュニケーション
- (2) 消毒 事業所内で入りの度に手指消毒の徹底  
消毒薬の確保  
共用品や共用箇所の適宜消毒
- (3) 感染予防 マスク着用の徹底  
換気、事務室の仕切り設置  
市外外出や行楽の抑制を注意喚起  
会議等への出席制限、研修会等の繰り延べ措置  
うがい、手洗い、咳エチケットの徹底  
自宅使用の衛生用品費（福利厚生費）の支給  
保存食材の配布と購入費の支給による外出抑制  
自差帰宅（16:00～順次業務終了の者）の励行  
インフルエンザ予防注射費用助成（本人全額、同居親族半額）

### 2 来所者・出入り業者等への対応

- (1) 入口対応 事業所内でのマスク着用  
手指消毒の徹底
- (2) 感染予防 利用者との接触禁止  
利用者エリアへの入室制限

### 3 面会対応

基本的に面会は、応接室、面会室において、2に準じて対応する。

### 4 事業所利用者への対応

- (1) 健康管理 体温、血圧測定、及び自宅における測定結果と市外出等の行動記録
- (2) 送迎 迎時の利用者本人、家族の健康状態悪化の報告と把握  
送迎車の換気、消毒
- (3) 感染予防 利用者間の距離を保つ状態の確保  
マスク着用の励行  
手洗い、うがいの励行  
インフルエンザ予防注射費用助成（本人全額）
- (4) 消毒 利用者間の距離を保つ状態の確保  
手指消毒の励行  
器具類の適宜消毒  
共用品や共用箇所の適宜消毒  
トイレ、手すり等の消毒
- (5) 換気 こまめな換気と空調管理
- (6) 体調把握 水分補給と呼吸状態、機嫌の把握